

仕事中のケガや病気の治療が無料 休業補償

# 労 災 保 険

特 別 加 入

会員募集

月額 819 円~

\* 年間保険料 3,831 円 + 年間事務組合費 6,000 円の月割額

対象範囲

\*詳しい対象範囲は裏面へ

特定農作業従事者 指定農業機械作業従事者

農業中小事業主等の特別加入



まずはTMCへお問い合わせください！



ローサイ  
0120-020-631

営業時間9:00~17:30(土日祝・年末年休業)

<http://www.rousaikumiai.com/farmer/>

WEBサイト



## 労災保険 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する**国の制度**です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

## 労災保険の給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

### 療養(補償)給付

労災指定病院による**必要な治療が無料**で受けられます。



### 休業(補償)給付

休業4日目以上、休業1日につき**給付基礎日額の60%相当と特別支給金として給付基礎日額の20%相当の合わせて80%が支給**されます。



### 障害(補償)給付

業務災害等による傷病が治った後に障害等級第1～7級に該当する障害が残った場合、**給付基礎日額の最大313日分**が支給されます。



### 遺族(補償)給付

業務災害等により死亡した場合は遺族の人数に応じて、**給付基礎日額の最大245日分**が支給されます。

その他、**傷病補償給付、葬祭料、葬祭給付、介護(補償)給付**、併せて、**特別支給金**が支給されます。詳しくは、厚生労働省 **労災保険特別加入制度のしおり**をご覧ください。

## 加入手続きの流れ

農業者



申し込み

TMC労働保険組合

個人事業主  
特別加入団体

中小事業主  
労働保険事務組合

申請

所轄の労働基準監督署  
都道府県労働局



# 保険料

※税込価格

給付基礎日額 ※1	年間保険料 *保険料率 特定9/1000 指定3/1000	年間組合費 ※2	年間 支払い合計 ※3	月々 換算
3,500円	特 11,493円	6,000円	特 17,493円	1,457円
	指 3,831円		指 9,831円	819円
5,000円	特 16,425円		特 22,425円	1,868円
	指 5,475円		指 11,475円	956円
10,000円	特 32,850円		特 38,850円	3,237円
	指 10,950円		指 16,950円	1,412円

基礎算定日額とは、労災保険の保険料や休業(補償)給付などの給付額を算定する「基礎」となるものです。給付基礎日額を基に、保険料の計算や給付基礎日額の〇%を給付といった算定を行います。※月額保険料や給付の額ではありませんのでご注意ください。

※1 3,500~25,000円まで任意の金額を申請できます。

※2 申請代行、事務手続き等の費用です。

※3 お支払いは原則年間一括払い。年度途中での加入は加入月に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

## 仕事中にケガや病気を患ってしまった時

給付基礎日額1万円の場合

### 休業(補償)給付

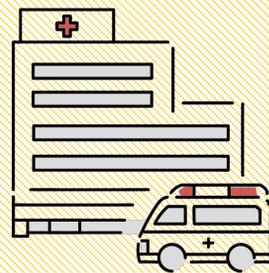
\*20日間休業した場合

- ①給付基礎日額の60%相当
- ②特別支給金  
給付基礎日額の20%相当
- ①6,000円+②2,000円×(20日-3日)  
=10万2,000円給付



### 療養(補償)給付

給付基礎日額とは関係なく  
必要な治療が無料で受けられます



### 障害(補償)給付

\*障害第1級の場合

- ①給付基礎日額の313日分
- ②特別支給金(一時金)342万円
- ①313万円+②342万円=655万円給付



## 万が一の時 残された遺族へ

### 遺族(補償)給付

\*遺族が4人の場合

- ①給付基礎日額の245日分
- ②特別支給金(一時金)  
遺族の人数に関わらず300万円
- ①245万円+②300万円  
=545万円給付

# 農業者労災保険特別加入の対象チャート

## スタート

自営農家または兼業農家である

いいえ

はい

雇用形態に関わらず、実態として労働者として認められる場合は、労災保険が適用されるため、特別加入する必要はありません。

常時300人以下の労働者を使用している  
または、年間100日以上、  
労働者を使用すると見込まれる

はい

中小事業主



1

年間の農業生産物(畜産、養蚕を含む)の総販売額が300万円以上  
または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模を有している

2

土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜(家きん、みつばちを含む)・  
蚕の飼育のいずれかを行う農業者(家族従事者などを含む)

いいえ

はい

次のア～オまでのいずれかの作業に従事する

- ア 動力による駆動する機械を使用する作業・・・トラクターなど
- イ 高さが2メートル以上の箇所での作業・・・果樹の採取など
- ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業
- エ 農薬の散布作業
- オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

いいえ

はい

特定農作業従事者



以下の機械を使用し、土地の耕作、開墾・植物の栽培、採取の作業を行う方

- ①動力耕うん機、農業用トラクター
- ②動力溝堀機
- ③自走式田植機
- ④自走式スピードスプレーヤー  
自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機械、  
コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦次の定置式機械または携帯機械
  - ・動力揚水機 ・動力草刈機 ・動力カッター
  - ・動力摘採機 ・動力脱穀機 ・動力剪定機
  - ・動力剪枝機 ・チェーンソー
  - ・単軌条式運搬機 ・コンベヤー
- ⑧無人航空機  
(農薬、肥料、種子、融雪剤の散布、調査に  
用いるものに限る)

いいえ

はい

特別加入はできません

指定農業機械作業従事者



# 特別加入手続き

## 特定農作業従事者

## 指定農業機械作業従事者

### < 共通事項 >

- ・ 加入者氏名 ・ 住所(自宅) ・ 生年月日
- ・ 電話番号(携帯番号) ・ 名称(屋号、社名等)
- ・ 具体的な業種、作業内容
- ・ 希望保証日額 基礎給付日額3,500～25,000円を任意で選択
- ・ 顔写真付きの身分証明書(運転免許証)

※顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合は、0120-020-631(TMC労働保険組合)までお問い合わせください。

### 特定農作業従事者のみ

どちらかの書類をご準備ください。

- ア 総販売額300万円以上を証明する書類(所得税申告書控え、収支内訳書 等)
- イ 経営耕地面積が2ヘクタール以上を証明する書類(農業委員会が発行する耕作証明書 等)

## 中小事業主

特別加入するために以下の要件を満たすことが必要です。

- ①雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

- ・ 代表者氏名 ・ 名称(屋号、社名等) ・ 事業場の住所 ・ 電話番号(携帯番号)
- ・ 労働者の人数 ・ 労働時間
- ・ 特別加入する方の氏名 ・ 生年月日
- ・ 希望保証日額 基礎給付日額3,500～25,000円を任意で選択
- ・ 顔写真付きの身分証明書(運転免許証)

## よくある質問

Q. 農業者ならだれでも労災保険に加入できますか？

A. 専業農家はもちろん、兼業農家であっても、一定の農作業に従事する農業者本人は特別加入ができます。

Q. 労災保険に加入したいのですが、どこに申請すればいいですか？

A. 「特別加入団体」または「労働保険事務組合」に加入申込をする必要があります。TMC労働保険組合へまずはお相談ください。

	労災保険	民間保険
病院代 治療費	全額補償(上限なし) 入院・手術等含むケガや病気が治るまで無料	基本自己負担 保険金に限度あり (最大90日~等)
補償	休業補償8割 病院代とは別に支給	1日〇千円 等 入院、通院の後に請求
障害 死亡	重い障害、死亡の場合、生涯にわたって 障害年金、遺族年金を支給	一時金1000万円 等

労災保険の補償範囲

農作業中のほか、  
直接付帯する行為についても対象になります。

- ・ 農業機械作業
- ・ 土地の耕作、開墾
- ・ 植物の栽培、採取(家きん、みつばちを含む) 他

■ 直接付帯する行為

- ・ ほ場間の移動
- ・ 機械や作物等の積卸作業
- ・ 農産物を共同集荷施設まで運ぶ集荷作業
- ・ 出荷作業後に行われる販売作業



詳しくは  
厚生労働省サイトへ

厚生労働省 労災保険への特別加入

検索

## TMC労働保険組合

TMC労働保険組合は、東日本を中心に全国展開している厚生労働大臣から認可・承認された団体です。事業主の代わりに労働保険(労災保険、雇用保険)の加入や保険料の申告、納付など、労働基準監督署やハローワークへの届出業務、その他労働保険事務手続きを行っております。

また、万一の事故対応も社会保険労務士がしっかりサポートしますので安心してご加入ください。個人事業主、中小事業主等特別加入など労災保険特別加入についてお気軽にご相談ください。

TMC労働保険組合 本部 所在地：栃木県那須塩原市大原間西1-10-6  
TEL：0120-020-631 rousai@tmc-jinji.com